

○砺波市犯罪被害者等支援金支給要綱

令和7年3月31日

告示第117号

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市犯罪被害者等支援条例（令和7年砺波市条例第1号）第10条の規定により、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対する砺波市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。ただし、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察等関係機関への照会等により市長が確認できるものに限る。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
 - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (5) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する（当該疾病が精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）ものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 支援金の種類、支給額及び支給対象者は、次のとおりとする。

種類	支給額	支給対象者
遺族支援金	30万円（既に重傷病者支援金の支給を受けた者が、当該重傷病者支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては20万円）	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族（次条第1項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいい、重傷病者支援金の支給を受けた後死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。）であって、当該犯罪行為が行われたとき市民であったものその他市長が認める者
重傷病者支援金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われたとき市民であったものその他市長が認める者

（遺族の順位）

第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第4号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者にあっては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては第2条第4号イの子と、その他のときにあっては同号ウの子とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、第1順位遺族が遺族支援金の申請をしない場合又は第1順位遺族が遺族支援金の支給対象者でない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

4 遺族支援金の支給を受けることができる第1順位の遺族が2人以上あるときは代表者を定め、その者に当該支援金を支給するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。

（支援金の支給の申請及び請求）

第5条 遺族支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「遺族支援金支給対象者」という。）は、砺波市犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略することができる。

（1） 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

（2） 遺族支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時にお

いて、市内に住所を有していた者であることを証明する書類

(3) 遺族支援金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4) 遺族支援金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(5) 遺族支援金支給対象者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(6) 遺族支援金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、砺波市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病者支援金の支給を受けようとする支給対象者（以下「重傷病者支援金支給対象者」という。）は、砺波市犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

(1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書。ただし、犯罪被害による精神疾患である場合は、労務に服することができない日数が記載されたもの

(2) 重傷病者支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者であることを証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 やむを得ない事情により遺族支援金支給対象者又は重傷病者支援金支給対象者（以下この項において「申請者」という。）が前2項の規定による申請を行うことができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができる。

（支給の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、支援金を支給しないものとする。

(1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から当該支援金と同種の支給を受けているとき。

(2) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病者支援金を受給する立場であった場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合

（ア） 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

（イ） 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

（ウ） 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

（3） 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発した場合その他当該犯罪被害において、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

（4） 犯罪被害者又は第1順位遺族が、砺波市暴力団排除条例（平成24年砺波市条例第2号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（申請期限）

第7条 第5条の規定による申請は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行うことができないものとする。

（1） 犯罪被害を知った日から2年を経過したとき。

（2） 重傷病者支援金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族支援金の申請を行う場合にあっては、死亡した日から2年を経過したとき。

2 前項の規定に関わらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により、前項に規定する期間を経過する前に第5条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6箇月以内に限り、同条の申請をすることができる。

（支給の決定等）

第8条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに、砺波市犯罪被害者等支援金支給決定通知書（様式第4号）又は砺波市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する審査に際し、申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、支援金の支給決定後においても適用することができる。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、当該支援金の支給決定後、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

（1） 第6条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、砺波市犯罪被害者等支援金支給取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 支援金の支給を受けた者が、前条の規定により支援金の支給決定を取り消された場合は、当該支援金を返還するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

砺波市犯罪被害者等支援金支給申請書兼請求書

年 月 日

砺波市長 宛

申請者（支給対象者）

住所（申請時）

住所（犯罪発生時）☐申請時に同じ

氏名

生年月日 年 月 日生

連絡先

砺波市犯罪被害者等支援金の支給を受けたいので、次のとおり必要な書類を添えて申請及び請求します。

1 犯罪被害者の住所及び氏名

住所

氏名

2 犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係

☐配偶者（事実婚含む。） ☐子 ☐父母 ☐孫 ☐祖父母 ☐兄弟姉妹

※配偶者（事実婚含む。）以外の場合のみ 生計維持関係 ☐あり ☐なし

3 交付申請（請求）額

☐30万円（遺族支援金）☐20万円（遺族支援金）☐10万円（重傷病者支援金）

4 振込先口座

口座名義人（ふりがな）

金融機関名・支店名

種別・口座番号

5 支援金に関する確認事項

☐ はい ☐ いいえ 他の地方公共団体から本支援金と同種の支援金を受給していません。

（他の第 1 順位遺族を含む。）

☐ ☐ 当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時、犯罪被害者と加害者又は第 1 順位遺族と加害者は、3 親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にありません。

☐ ☐ 当該犯罪行為において、犯罪被害者又は第 1 順位遺族による犯罪行為誘発行為その他責めに帰すべき行為はありません。

☐ ☐ 犯罪被害者又は第 1 順位遺族は、砺波市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

- 6 当該犯罪行為による砺波市犯罪被害者等支援金受給の有無

☐なし ☐あり

- 7 支援金の返還

支援金の支給後に、砺波市犯罪被害者等支援金支給要綱第9条第1項（支給決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合、同要綱第10条の規定に基づき、支給を受けた支援金を速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

- 8 支援金の支給に関する申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することについての同意の有無

☐同意します ☐同意しません

- 9 支援金支給の審査のため、当該申請内容について、市が警察等関係機関へ照会を行うこと及び警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報等を市に提供することへの同意

☐同意します ☐同意しません

- 10 申請手続を行う者（※申請者がやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって申請手続をする場合のみ記載してください。）

やむを得ない理由

（代理申請者）住 所
氏 名 （署名）
生年月日 年 月 日
連 絡 先
支給対象者との関係

添付書類 該当する項目□に✓を付けてください。

	チェック欄	必要書類
必要書類	☐	犯罪被害申告書（様式第2号）
	☐	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
		重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
	☐	申請者が犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等、住民基本台帳に記録をされずに市内に居住していた者は居住していたことが客観的に確認できる書類）
	☐	申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
該当する場合に添付が必要な書類	☐	申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合
		申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）
	☐	申請者が犯罪被害者の配偶者以外である場合
		申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（戸籍の謄本又は抄本等）
	☐	申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族である場合
		申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱費等の領収書等の写し等）
☐	第1順位遺族が複数いる場合	
	遺族支援金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、砺波市犯罪被害者等支援金受給代表者決定申出書（様式第3号）	
	代理人による代理申請を行う場合	
	☐	代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
	☐	その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

犯罪被害申告書

年 月 日

砺波市長 宛

申告者住所
申告者氏名
被害者との続柄
連絡先

砺波市犯罪被害者等支援金支給要綱第5条の規定により、次のとおり申告します。

1 犯罪被害の概要

ふ り が な			
犯 罪 被 害 者 の 氏 名			
犯罪被害者の生年月日	年	月	日
犯 罪 被 害 者 の 住 所			
犯罪被害が発生した日			
犯罪被害を知った日※			
犯罪被害を受けた場所			
加害者の住所・氏名 (不明の場合は記載不要)	住所：	氏名：	
加 害 者 の 罪 名 (不明の場合は記載不要)			
犯 罪 被 害 の 概 要			
被 害 届 の 提 出	有 ・ 無	届出警察署	警察署
被 害 届 提 出 日	年	月	日

※ 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日

2 支援金支給の審査のため、当該申告内容について、市が警察等関係機関へ照会を行うこと及び警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報等を市に提供することへの同意

☐同意します ☐同意しません

様式第3号（第5条関係）

砺波市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書

年 月 日

砺波市長 宛

代表者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
連絡先

私は、遺族支援金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族支援金を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、次の第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

私は、上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族 （署名）	犯罪被害者 との続柄	住 所	連絡先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者又は所在不明）については、次のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

様式第4号（第8条関係）

砺波市指令 第 号

申請者氏名

砺波市犯罪被害者等支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砺波市犯罪被害者等支援金について、次のとおり支給することを決定したので通知します。

年 月 日

砺波市長

1 支援金の種類

2 支援金の額 金 円

様式第5号（第8条関係）

砺波市指令 第 号

申請者氏名

砺波市犯罪被害者等支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砺波市犯罪被害者等支援金について、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

年 月 日

砺波市長

不支給を決定した理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

砺波市指令 第 号

申請者氏名

砺波市犯罪被害者等支援金支給取消通知書

年 月 日付け砺波市指令 第 号で支給決定した砺波市犯罪被害者等支援金について、砺波市犯罪被害者等支援金支給要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、犯罪被害者等支援金の支給決定を取り消したので、次のとおり通知します。

年 月 日

砺波市長

- 1 取消対象者氏名
- 2 取消対象支援金の種類
- 3 取消対象支給額
- 4 取消自由
 - （1）要綱第 9 条第 1 項第 1 号に該当したため
（要綱第 6 条第 号に該当）
 - （2）要綱第 9 条第 1 項第 2 号に該当したため